

「大田市木材の利用促進に関する基本方針」及び「大田市木材利用行動計画」の改正について

産業振興部森づくり推進課

1. 「大田市木材の利用促進に関する基本方針」について

- ・「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年10月施行）第9条第1項の規定に基づき、「大田市木材の利用促進に関する基本方針」（以下、大田市基本方針。）を平成25年4月1日に制定。
- ・令和3年10月1日付けで法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：都市（まち）の木造化推進法）に改正。
- ・上記の法改正を受けて令和5年3月16日付けで県が定める「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」が改正されたため、大田市基本方針を改正する必要が生じた。

2. 「大田市木材利用行動計画」について

- ・大田市基本方針を受けて、大田市が整備する公共建築物等の具体的な目標を定めた「大田市木材利用行動計画」（計画期間H25～H27。以下、大田市行動計画。）を平成25年4月1日に制定。
- ・令和元年9月2日付け改正により計画期間の表示を削除し、期間を定めないこととした。
- ・上記の法改正に伴う大田市基本方針の改正にあわせて、大田市行動計画も改正する必要が生じた。

3. 主な改正点

- ① 目的に脱炭素社会の実現に資することを追加
- ② 木材利用促進の対象を公共建築物から、民間建築物を含む建築物一般に拡大
- ③ 建築基準法の合理化により、公共建築については新築・増築又は改築を行う場合、高さ16m以下かつ3階以下、延べ面積3,000㎡以下の施設は原則、地元産木材を使った木造化（従来は高さ「13m以下かつ軒下9m以下」）
- ④ 法改正により創設された建築物における木材利用促進のための協定制度の周知などを追加